

長期遺体保管業務にかかる事業手法の検討

検討内容

府内警察署と民間委託業者により対応している長期遺体保管業務について、警察署の遺体保管庫を増強整備するにあたり、従前どおりの場合と、増強整備する場合の必要額を積算し、支出負担額及び費用（新公会計）を比較

(単位：百万円)

項目		従前の場合 (A)	増強整備する場合 (B)	比較 (B-A)
キャッシュ・フロー計算書	支出	1,175	988	▲ 187
	給与関係費（給料・手当・共済費）	225	146	▲ 79
	物件費	782	624	▲ 158
	維持需用費（電気代・修繕費など）	247	281	34
	長期遺体保管等委託料	535	343	▲ 192
	公共施設等整備支出	168	218	50
	遺体保管庫購入費等 （電気工事費等含む）	168	218	50
行政コスト計算書	費用	1,213	1,024	▲ 189
	給与関係費（給料・手当・共済費）	199	129	▲ 70
	物件費	782	624	▲ 158
	減価償却費等（更新に伴う除却損含む）	202	252	50
	賞与等引当金繰入額	16	10	▲ 6
退職手当引当金繰入額	14	9	▲ 5	

キャッシュ・フロー計算書でみると、増強整備する方が期間総額で約1.9億円、支出負担額が小さい。

行政コスト計算書でみると、増強整備する方が期間総額で約1.9億円、費用（コスト）が低い。

検討結果

増強整備する方が従前に比べ、支出負担額が小さく、費用（コスト）も低い。

- (注記) 1. 府内警察署に整備している遺体保管庫を従前どおり15年間で順次更新する場合（～R2:76台、R3～:78台）と、更新時期を前倒し遺体収容数の多い保管庫への切替えや保管庫の増設（最終86台）する場合それぞれの更新計画をもとに、給与関係費などの人件費は平成30年度決算等を、それ以外の経費等は令和2年度予算等をベースに、令和元～15年度までの15年間（ただし、遺体保管庫購入費等にかかる減価償却費は耐用年数の間）にかかる経費等を推計。
2. 両方の場合に共通する経費等（庁費など）は、上表から除いている。